

## 第 6 回

### 農業委員会総会議事録

平成 23 年 12 月 27 日(火)

幕別町農業委員会

## 第6回幕別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年12月27日(火) 午後3時から午後4時35分まで

2. 開催場所 幕別町役場5階会議室

3. 出席委員(25名)

会長	25番	杉坂	達男
会長職務代理者	24番	谷内	雅貴
委員	1番	国枝	隆幸
	2番	香西	浩志
	3番	齊藤	正孝
	4番	山田	学
	5番	大道	健實
	6番	小原喜久雄	
	7番	石川	雅洋
	8番	尾藤	欣二
	9番	向井	知己
	10番	杉本	義昭
	11番	鯖戸	英明
	12番	田邊	忠幸
	13番	高橋	秀樹
	14番	鬼頭	良市
	15番	東口	政秋
	16番	蛭原	一治
	17番	森	勤子
	18番	中島	孝
	19番	白木	孝和
	20番	岡崎	稔
	21番	宗廣	武夫
	22番	加藤	宏
	23番	齊藤	一男

4. 欠席委員(名) なし

5. 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
  - 第1号 農業委員会道内視察研修について
  - 第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
  - 第3号 農地法第5条の規定による許可について
  - 第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

- 5) 議案
  - 第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - 第 3 号 現況証明について
- 6) 協議
  - 第 1 号 農業委員会選挙人名簿登録申請に係る確認について
- 7) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	廣瀬 紀幸
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主任	佐々木 哲也

7. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しております。ただいまから第 6 回農業委員会総会を開会いたします。
議長	次に会議規則により、議事録署名委員を議長から指名させて頂きたいと思いますが異議ございませんか。  【異議なしの声多数】
議長	それでは 11 番鯖戸委員、12 番田邊委員にお願いいたします。
議長	次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告につきましては、特にございませぬ。
議長	それでは早速、報告第 1 号「農業委員会道内研修視察について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。
事務局	報告第 1 号「農業委員会道内視察研修について」ご報告をいたします。11 月 29 日から 12 月 1 日までの 3 日間、平成 23 年度の道内視察研修を実施しましたが、欠席されております委員さんがいらっしゃいますことから、道内研修の詳細についてご報告をさせていただきます。出席者は、委員さんが杉坂会長外 19 名の計 20 名、随行といたしまして事務局 2 名の計 22 名であります。1 日目は、午後より北海道農業研究センターに赴きまして、研究センターが取り組んでいる研究の概要説明、ジャガイモシストセンチュウについての対策の説明、そしてシストセンチュウの抵抗性に強い品種の紹介、最後に寒地飼料作物として、最近研究しているデントコーンの説明を受けております。2 日目につきましては、2 箇所視察研修を行っておりまして、1 箇所目は、北海道農業会議

におきまして、橋本事務局長より農地制度、幡野調査役より北海道における農業者年金加入推進と制度の現状についての説明を受けております。2 箇所目は、午後より坂口製粉株式会社の工場を視察いたしまして、会社設立までの経緯や概要の説明を受けた後、きな粉の製粉過程を見学しているところでございます。3 日目は、最後の日ですが、深川市農業委員会で、深川市の農業委員会の概要と離農跡地の利用状況といたしまして、離農跡地の家屋の解体撤去に至る経緯と農地再生の説明を受けました。その後、情報交換と意見交換を行って研修を終えております。最後になりましたが、皆様のご協力よりまして、3 日間を通じ、事故等も無く研修を終えましたことに感謝を申し上げまして、事務局からの報告とさせていただきます。

議長

ただ今、事務局から先般の道内研修についての報告を申し上げます。特にご質問等ございませんか。

(発言なし)

議長

ないようですから、以上で報告第 1 号を終わります。

議長

次に、報告の第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号 1 番から 11 番までを説明いたします。

事務局

報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 1 ページから 3 ページまでの 11 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で説明を終わります。

議長

ただ今、報告の第 2 号 1 番から 11 番について、説明を申し上げます。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

なければ報告第 2 号については、以上の通り承認をされました。

議長

次に報告の第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告の第 3 号 1 番の説明をいたします。

事務局

報告第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」。農地法第 5 条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書 4 ページの 10 月 28 日第 4 回総会で審議された案件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し、平成 23 年 12 月 1 日付けで許可をしております。

議長	<p>ただいま報告の第3号1番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですから、報告第3号の1番については、報告のとおり承認をされました。</p>
議長	<p>次に報告の第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告の第4号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。幕別町農業振興公社が、今日15日に利用調整を行っております。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま報告第4号の1番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですから、報告の第4号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案第1号の1番から6番までを説明いたします。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号1番から6番を議案書をもとに朗読】</b></p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、お手元でございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページから3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま議案1号の1番から6番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。</p>
22番	<p>この案件につきましては、更新でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案の第1号1番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第1号の1番から6番は原案のとおり可決されました。

議長 それでは、次に議案第1号7番、8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号7番、8番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書の4ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案1号7番、8番について説明をいたしました。地区担当農業委員からの補足の説明をお願いいたします。

12番 この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の7番、8番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第1号の7番、8番については、原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号の9番から16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号9番から16番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書5ページから8ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案1号の9番から16番までを説明をいたしました。それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

24 番      この案件につきましては、更新でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長      それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長      質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 9 番から 16 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長      異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 9 番から 16 番は原案のとおり決しました。

議長      次に議案第 1 号の 17 番から 26 番について、事務局から説明をいたします。

事務局      **【議案第 1 号 17 番から 26 番を議案書をもとに朗読】**

事務局      以上の計画要請の内容は、別添調査書 9 ページから 13 ページに記載されており、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長      ただいま、議案 1 号の 17 番から 26 番について説明いたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

1 番      この案件につきましては、更新でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定につきましては問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長      それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長      質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 17 番から 26 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長      異議なしといたします。議案第 1 号の 17 番から 26 番は原案のとおり可決されました。

議長      次に議案第 1 号の 27 番から 32 番について、事務局から説明をいたします。

事務局      **【議案第 1 号 27 番から 32 番を議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 14 ページから 16 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま、議案 1 号 27 番から 32 番について説明いたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

21 番 この案件につきましては、更新であります。それぞれの借主は意欲的に農業に営んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 27 番から 32 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 27 番から 32 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号の 33 番、34 番について、事務局から説明いたします。

事務局 **【議案第 1 号 33 番、34 番を議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 17 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま、議案 1 号の 33 番、34 番について説明いたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

12 番 この案件につきましては、後継者への借り換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 33 番、34 番については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 33 番と 34 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 1 号の 35 番と 36 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 1 号 35 番、36 番を議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 18 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案 1 号の 35 番と 36 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

14 番 この案件につきましては、今月 15 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 35 番、36 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 35 番、36 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 1 号の 37 番、38 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 1 号 37 番、38 番を議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 19 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案第 1 号の 37 番と 38 番について説明いたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

11 番 この案件につきましては、今月の 15 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の37番、38番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

異議なしといたします。よって、議案第1号の37番、38番は原案のとおり決しました。

議長

次に議案第1号39番、40番について、事務局から説明いたします。

事務局

**【議案第1号39番、40番を議案書をもとに朗読】**

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書20ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

ただいま議案1号の39番、40番について説明いたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

11番

この案件につきましても、今月15日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の39番、40番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

異議なしといたします。よって、議案第1号の39番、40番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号の41番について、事務局から説明をいたします。

事務局

**【議案第1号41番を議案書をもとに朗読】**

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書21ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 　　ただいま議案 1 号の 41 番について説明をいたしました。地区担当農業委員からの補足説明をお願いいたします。

6 番 　　この案件については、今年 9 月に町公社が利用調整を行った件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 　　それでは、質疑をおこないます。ございませんか。  
  
（発言なし）

議長 　　質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 41 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 　　異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 41 番は原案のとおり可決されました。

議長 　　次に議案第 1 号の 42 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 　　【議案第 1 号 42 番を議案書をもとに朗読】

事務局 　　以上の計画要請の内容は、別添調査書 21 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 　　ただいま議案第 1 号の 42 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

14 番 　　この案件につきましては、今年 9 月に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 　　それでは、質疑をおこないます。ございませんか。  
  
（発言なし）

議長 　　質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 42 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 　　異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 42 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 1 号の 43 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 43 番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添調査書 22 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの議案第 1 号の 43 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

23 番 この案件は、今年 9 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 43 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 43 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号の 44 番について、説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 44 番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添調査書 22 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案 1 号の 44 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

23 番 この案件は平成 18 年 5 月、あっせんにより [REDACTED] が買受予定者となり、平成 19 年 1 月より道公社から 10 年間の賃借中であったものを、買受予定者を [REDACTED] に変更するものであります。利用期間は平成 19 年 1 月から 10 年間の残りの期間であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で終わります。

議長

それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 44 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 44 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 1 号の 45 番、46 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

**【議案第 1 号 45 番、46 番を議案書をもとに朗読】**

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書 23 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

ただいま議案第 1 号の 45 番、46 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

21 番

この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 45 番、46 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 45 番、46 番については原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 1 号の 47 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

**【議案第 1 号 47 番を議案書をもとに朗読】**

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書 24 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 　　ただいま議案 1 号の 47 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

1 番 　　この案件につきましては、北海道農業開発公社から借り受けをする農地を後継者へ利用権を移転する案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権移転につきましては、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 　　それでは、質疑をおこないます。ございませんか。  
  
（発言なし）

議長 　　質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 47 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 　　異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 47 番は原案のとおり可決されました。

議長 　　次に議案第 1 号 48 番から 51 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 　　【議案第 1 号 48 番から 51 番を議案書をもとに朗読】

事務局 　　以上の計画要請の内容は、お手元でございます別添調査書 24 ページ下段から 26 ページ上段に記載されておりますとおり、農地保有合理化法人が権利取得者となっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 　　ただいま議案第 1 号の 48 番から 51 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

23 番 　　この案件は、先月の第 5 回総会において買入要請を行ったものです。買受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権移転については問題ないと考えております。なお、50 番、51 番の現況地目が施設用地が入っておりますが、これは公社営農場リース事業にのせる案件でございますから施設用地が含まれております。以上で終わります。

議長 　　それでは、質疑をおこないます。ございませんか。  
  
（発言なし）

議長 　　質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 48 番から 51 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 48 番から 51 番については原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 52 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 52 番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書 26 ページ下段に記載されておりますとおり、農地保有合理化法人が権利取得者となっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案第 1 号の 52 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

15 番 この案件は、先月の第 5 回総会において買入要請を行ったものです。買受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権移転については問題ないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 1 号の 52 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 1 号の 52 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号の 53 番、54 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 1 号 53 番、54 番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書 27 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案第 1 号の 53 番、54 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

21 番 この案件につきましては、先月、買入要請を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	<p>それでは、質疑をおこないます。ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の53番、54番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第1号の53番、54番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第1号の55番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号55番を議案書をもとに朗読】</b></p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、別添調査書28ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま議案第1号の55番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。</p>
14番	<p>この案件につきましては、今月15日に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、質疑をおこないます。ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第1号の55番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第1号の55番は原案のとおり決しました。</p>
	<p>(15時55分から16時05分まで休憩)</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】</b></p>

事務局 この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案2号の1番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

5番 去る、12月20日、尾藤委員、鯖戸委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳しくは、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の1番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第2号の1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号の2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案2号の2番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

12番 去る12月20日、尾藤委員、鯖戸委員、事務局とで現地を確認いたしました。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入ります。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 2 番は原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第 2 号の 3 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 2 号 3 番を議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添農地法第 3 条調査書 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案 2 号の 3 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

12 番 この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑に入ります。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第 2 号 3 番を原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 2 号 4 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 2 号 4 番を議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添農地法第 3 条調査書 4 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案 2 号の 4 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

12 番 この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑に入ります。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 2 号 4 番を原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第 2 号 5 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 5 番を議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書 5 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案 2 号の 5 番について説明をいたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

9 番 この案件につきましては、経営移譲に伴う親から子への使用貸借権の設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 5 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 6 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 6 番を議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいま議案第 2 号の 6 番について説明いたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

12 番 去る 12 月 20 日、尾藤委員、鯖戸委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 6 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 6 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 2 号 7 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

**【議案第 2 号 7 番を議案書をもとに朗読】**

事務局

この案件は、別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

ただいま議案第 2 号の 6 番について説明いたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

21 番

去る 12 月 20 日、尾藤委員、鯖戸委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 7 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 7 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 2 号 8 番について、事務局から説明をいたします。

事務局

**【議案第 2 号 8 番を議案書をもとに朗読】**

事務局

この案件は、別添調査書 8 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 　　ただいま議案第 2 号の 8 番について説明いたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

2 番 　　この案件につきましては、借入地を譲り受けるものでございます。去る 12 月 20 日、尾藤委員、鯖戸委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

議長 　　それでは、質疑を行います。ございませんか。

（発言なし）

議長 　　質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 　　異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 8 番は原案のとおり可決されました。

議長 　　次に議案第 2 号 9 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 　　【議案第 2 号 9 番を議案書をもとに朗読】

事務局 　　この案件は、別添調査書 9 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 　　ただいま議案第 2 号の 9 番について説明いたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

14 番 　　この案件につきましては、町有地の払下げを受けるものでございます。営農地に隣接した土地であるため、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

議長 　　それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

（発言なし）

議長 　　質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 9 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 　　異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 9 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 2 号 10 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	<b>【議案第 2 号 10 番を議案書をもとに朗読】</b>
事務局	この案件は、別添調査書 10 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいま議案第 2 号の 10 番について説明いたしました。地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
12 番	この案件につきましては、祖父から孫への贈与であるため、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  <b>【異議なしの声多数】</b>
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 10 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号「現況証明について」を、議題といたします。事務局から議案第 5 号の 1 番の説明をいたします。
事務局	<b>【議案第 3 号 1 番を議案書をもとに朗読】</b>
議長	それでは、地区担当農業委員から報告をお願いします。
19 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、12 月 20 日、尾藤委員、鯖戸委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということをご確認をいただいております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  <b>【異議なしの声多数】</b>

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号の2番について、説明をいたします。

事務局 **【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当農業委員から報告をお願いいたします。

2番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、12月20日、尾藤委員、鯖戸委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということをご確認をいただいております。なお詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号の3番について、報告をお願いします。

事務局 **【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当農業委員から報告をお願いします。

5番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る12月20日、尾藤委員、鯖戸委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということをご確認をいただいております。なお詳しくは、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑をおこないます。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の3番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 3 号 4 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 4 番を議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いします。
12 番	この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る 12 月 20 日、尾藤委員、鯖戸委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということをご確認をいただいております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑をおこないます。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、協議第 1 号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る確認について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	協議第 1 号「農業委員会選挙人名簿登載申請に係る確認について」ご説明いたします。議案書 31 ページをご覧ください。このことにつきましては、幕別地区・忠類地区、確認方法に相違がありますことから、それぞれ説明をさせていただきます。幕別地区につきましては、選挙人名簿登載申請書がすでに農事組合と農事組合に加入されていない方には、直接送付しているところでございます。提出期限は 1 月 10 日となっております。提出された申請書に基づき作成いたしました選挙人名簿について、例年ご確認の方をお願いしているところでございます。日程につきましては、記載しております 1 月 23 日月曜日、24 日火曜日の 2 日間を設定しております。確認場所につきましては、役場 2 階農業委員会事務局におきまして、午前 9 時から午後 5 時までの間に確認の方をお願いいたします。選挙管理委員会へ名簿の提出期日が 1 月 30 日となっております。期間もないことからご協力の方、よろしくお願いいたします。次に忠類地区でございますが、例年どおり担当地区ごとに確認と取りまとめをお願いいたします。記載しております 1 月 19 日木曜日、20 日金曜日の両日どちらかに確認作業を行うよう、お願いいたします。最後になりますが、参考までに議案に申請書を付けておりますので、ご確認をお願いいたします。32 ページ、33 ページが個人用の申請書。34 ページ、35 ページが法人用の申請書となっております。また、申請書の申請欄には、印鑑が必要となりますことから地域の方よりお問い合わせがありましたときには、合わせてお知らせいただきますようお願いいたします。以上、事務局からの説明とさせていただきます。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 | はい。ただいま事務局から選挙人名簿の関係について説明をいたしました。  
何か、ご質問ご意見ございましたら、ご発言願います。ございませんか。

(発言なし)

議長 | それでは無ければ、このようなことでひとつ、遅滞なく進められますように  
ご協力をお願いいたします。

議長 | 議案は以上であります。

議長 | 以上をもちまして、第 6 回の農業委員会総会を閉じたいと思います。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

11 番 | 印

12 番 | 印

議長 | 印